

- ⑤
- ⑥
- (3) 基本人権の享有主体は人（自然人）であるが、 についても、権利の性質上、可能な限り享有主体として認める傾向にある。また、国民だけでなく、外国人についても可能な限り人権の享有主体を認める傾向にあり、最高裁は、権利の性質上、国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国人にも及ぶとしている。
- (4) 憲法が国民に保証する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを してはならないのであって、常に のためにこれを利用する責任を負う。 12条
- (5) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 13条
- (6) 憲法は、「人種、信条、性別、 又は門地により、政治的、経済的又は において差別されない」として、法の下での平等を定めている。この原則は、法を に適用することを禁ずるだけでなく、差別待遇を内容とする法の定立をも禁ずることを意味している。また、法律上のあらゆる差別を禁止するという意味ではなく、民主主義に照らして に基づく差別を禁止するという意味である。 14条
- 華族その他貴族制度は認めない。また、栄誉、勲章その他の の授与は、いかなる特権も伴わない。 の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代限り、その効力を有する。
- (7) 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、 の権利である。 15条
- すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 公務員の選挙については、成年者による を保障する。
- (8) 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律等の制定、改廃等に関し、平穩に を有し、何人も、かかる をしたためにいかなる差別待遇も受けない。 16条
- (9) 何人も、公務員の により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 に、その賠償を求めることができる。 17条

- ⑤受益権 ⑥社会権 不合理な理由 栄典 栄典
- (3) 法人 (7) 国民固有 普通選挙
- (4) 濫用 公共の福祉 (8) 請願する権利 請願
- (5) 公共の福祉 (9) 不法行為 国又は公共団体
- (6) 社会的身分 社会的関係 不平等